

## 協議第56号

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年5月21日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳田 弘

#### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

新市に1つの農業委員会を置き、一市七町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち80人は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は8とし、現在の各市町に設ける。

ただし、各選挙区における選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
---------	---------------------

関 連 項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
---------	---------------------

調整内容	<p>新市に1つの農業委員会を置き、一市七町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち80人は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は8とし、現在の各市町に設ける。ただし、各選挙区における選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。</p>
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
現在の農業委員会委員の定数及び任期	定数 選挙委員 14人 選任委員 7人 議会推薦 5人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	定数 選挙委員 12人 選任委員 4人 議会推薦 2人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	定数 選挙委員 10人 選任委員 5人 議会推薦 3人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	定数 選挙委員 10人 選任委員 5人 議会推薦 3人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成13年10月25日～ 平成16年10月24日
		大 内 町	東由利町	西 目 町
	定数 選挙委員 12人 選任委員 4人 議会推薦 2人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	定数 選挙委員 10人 選任委員 4人 議会推薦 2人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成13年5月1日～ 平成16年4月30日	定数 選挙委員 10人 選任委員 5人 議会推薦 3人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	定数 選挙委員 12人 選任委員 4人 議会推薦 2人 農協推薦 1人 共済推薦 1人  任期 平成14年7月20日～ 平成17年7月19日

新市農業委員会の定数及び任期

区 分		根拠法令	選挙委員選出方法	選挙委員定数	選挙委員任期	選任委員
合併後の新市に1つの委員会を置く場合	原則	農委法第3条第1項 公選法第33条第3項	旧市町の委員は失職。新たに選挙	新市町の条例で定める数	3年	旧市町の委員は失職。新市で新たに選任
	在任特例	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項第1号	旧市町の右の数の委員が在任できる。委員の総数が右の数を超える場合は、その互選により在任するものを定める。	80人を超えず10人を下らない範囲で、合併関係市町の協議により定める数	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町の協議により定める期間	旧市町の委員は失職。新市で新たに選任

合併後の農業委員会の委員

選挙による委員数 80人

現在の各市町の委員定数の合計は90人であり、特例定数の上限80人を超えるため、選挙による委員の互選により新市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める必要がある。

選任による委員 7人以内

現在の各市町の委員は合併の前日に失職し、新たに選任する。

農業協同組合及び農業共済組合が推薦した理事 各1人 市議会が推薦した学識経験者 5人以内

項目	内容										
1. 委員会 (1) データ	項目		本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町	合計
	農業委員会設置数		1	1	1	1	1	1	1	1	8
	面積	区域 (ha)	18,831	12,363	10,810	9,653	18,171	15,017	3,806	32,253	120,904
		農地 (ha)	2,329	1,029	657	1,903	1,976	1,319	724	1,786	11,723
・農地面積：2000年「世界農林業センサス」											
(2) 合併後の農業委員会設置可能数	原則として農業委員会の設置数は1つであるが、合併後においては区域面積24,000haを超え(新市：120,904ha)また、農地面積が7,000haを超える(新市：11,723ha)ため、2以上の農業委員会を置くことが可能										
(3) 根拠法令	農業委員会等に関する法律	第3条第1項	市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。								
		第3条第2項	その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。								
	農業委員会等に関する法律施行令	第1条の3	法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。								
	農業委員会等に関する法律	第34条第1項	市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。								
(4) 委員会設置数に関する留意点	新市に1つの農業委員会を設置する場合					新市に2つ以上の農業委員会を設置する場合					
	選挙委員の定数や委員会事務局職員の数が少なくなり、合併による経費節減効果は大きい。 新委員会における政策方針等の一体性が図れる。 委員の定数が少なくなるほど、地域の実情の把握がしにくくなる。					委員会の数が多くなるほど選挙委員の定数や委員会事務局職員の数が多くなり、合併による経費節減効果は薄くなる。 各委員会間の政策方針等の一体性が図りにくくなる。 委員の定数が多くなるほど、地域の実情の把握が容易となる。					

項 目	内 容																										
2. 任期 (1) データ	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="374 228 629 268">項 目</th> <th data-bbox="629 228 790 268">本荘市</th> <th data-bbox="790 228 952 268">矢島町</th> <th data-bbox="952 228 1113 268">岩城町</th> <th data-bbox="1113 228 1274 268">由利町</th> <th data-bbox="1274 228 1435 268">大内町</th> <th data-bbox="1435 228 1597 268">東由利町</th> <th data-bbox="1597 228 1758 268">西目町</th> <th data-bbox="1758 228 1917 268">鳥海町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="374 268 629 347">農業委員会委員の任期</td> <td data-bbox="629 268 790 347">H14.7.20 ~ H17.7.19</td> <td data-bbox="790 268 952 347">H14.7.20 ~ H17.7.19</td> <td data-bbox="952 268 1113 347">H14.7.20 ~ H17.7.19</td> <td data-bbox="1113 268 1274 347">H13.10.25 ~ H16.10.24</td> <td data-bbox="1274 268 1435 347">H14.7.20 ~ H17.7.19</td> <td data-bbox="1435 268 1597 347">H13.5.1 ~ H16.4.30</td> <td data-bbox="1597 268 1758 347">H14.7.20 ~ H17.7.19</td> <td data-bbox="1758 268 1917 347">H14.7.20 ~ H17.7.19</td> </tr> </tbody> </table>									項 目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町	農業委員会委員の任期	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	H13.10.25 ~ H16.10.24	H14.7.20 ~ H17.7.19	H13.5.1 ~ H16.4.30	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19
項 目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町																			
農業委員会委員の任期	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	H13.10.25 ~ H16.10.24	H14.7.20 ~ H17.7.19	H13.5.1 ~ H16.4.30	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19																			
(2) 選出方法	<p>選挙による委員の選出方法には、下記のような方法がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、農業委員会設置の日から50日以内に選挙を行う。(任期：選挙の日から3年間)</li> <li>2. 在任特例を適用し、選挙による委員であった者は、市町村の合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。(ただし、その場合の選挙委員の定数は新たに設置された合併市町村にあっては、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限る。定数を超える場合は選挙委員全員で互選)</li> <li>3. 特例により、従前の区域ごとに委員会を置く場合は、従前の委員はそれぞれ新委員会の委員として、従前の各農業委員会の委員の残任期間在任する。</li> </ol>																										
(3) 根拠法令	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="374 826 685 906">公職選挙法</td> <td data-bbox="685 826 925 906">第33条第3項</td> <td data-bbox="925 826 2112 906">市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 906 685 986">農業委員会等に関する法律</td> <td data-bbox="685 906 925 986">第11条</td> <td data-bbox="925 906 2112 986">(公職選挙法の準用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 986 685 1497">市町村の合併の特例に関する法律</td> <td data-bbox="685 986 925 1497">第8条第1項</td> <td data-bbox="925 986 2112 1497"> <p>市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40人を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数が、その定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</li> <li>2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>									公職選挙法	第33条第3項	市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。	農業委員会等に関する法律	第11条	(公職選挙法の準用)	市町村の合併の特例に関する法律	第8条第1項	<p>市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40人を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数が、その定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</li> <li>2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</li> </ol>									
公職選挙法	第33条第3項	市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。																									
農業委員会等に関する法律	第11条	(公職選挙法の準用)																									
市町村の合併の特例に関する法律	第8条第1項	<p>市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40人を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数が、その定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</li> <li>2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</li> </ol>																									

項 目	内 容		
(4) 任期に関する留意点	農業委員会等に関する法律	第34条 第1項	市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
	合併と同時に選挙する場合		在任特例及び特例を適用する場合
	<p>合併の日をもって、合併関係市町村の農業委員会の委員は失職するため、この時点で農業委員はいなくなる。</p> <p>また、選挙を経て選挙委員が選出され、互選によって会長が選出されるまで、事務局職員の発令辞令の交付を行う者がいないことから、職員も配置されない。</p> <p>このため、執行体制が整うまでの間、農業委員会の事務が滞ることとなるので、農業委員会の所掌業務が執行できなくなる。</p>		<p>合併後も引き続き新市の選挙委員として在任することができるため、会長の選出ができ、事務局職員への発令辞令の交付が可能となり、職員が配置できる。</p> <p>このため、農業委員会の事務が滞ることがないので、農業委員会の所掌業務が執行できる。</p>

項 目	内 容										
3. 定数 (選挙委員) (1) データ	項 目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町	合 計	
	選挙委員の定数(人)	14	12	10	10	12	10	10	12	90	
	農地面積 (ha)	2,329	1,029	657	1,903	1,976	1,319	724	1,786	11,723	
	基準農業者数(人)	1,339	593	485	723	1,160	728	454	1,069	6,551	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙委員定数：各市町条例</li> <li>・農地面積、基準農業者数：2000年「世界農林業センサス」(経営耕地)</li> </ul>										
(2) 合併後の定数	<p>原則により、合併後の新たに選挙する場合の選挙による委員の定数は農地面積5,000haを超え(新市：11,723ha)かつ基準農業者数が6,000人を超える(新市：6,551人)ため、定数基準は新市に1つの農業委員会を設置する場合は、40人以下となる。</p> <p>在任特例を適用する場合は、合併関係市町村の協議により80人を超えず10人を下らない範囲で定める必要がある。この場合、従前の選挙による委員の数が90人となり、特例定数の上限である80人を超えるため、選挙による委員の互選により新市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める必要がある。</p> <p>特例を適用し、従前の区域ごとに委員会を設置する場合は、従前の定数となる。</p>										
(3) 根拠法令	農業委員会等に関する法律	第7条	農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。								
	農業委員会等に関する法律 施行例	第2条の2	農地面積が1,300ha以下の農業委員会							定数の基準	
			1	10a以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が100以下の農業委員会							20人以下
			2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会							30人以下
			3	その区域内の農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000人を超える農業委員会							40人以下

項 目	内 容	
市町村の合併の特例に関する法律	第 8 条第 1 項	<p>市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間</li> <li>2．他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</li> </ol>
農業委員会等に関する法律	第 3 4 条第 1 項	<p>市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>

項 目	内 容																																																											
4. 選挙区 (1) データ  (2) 選挙の単位  (3) 根拠法令	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>本荘市</th> <th>矢島町</th> <th>岩城町</th> <th>由利町</th> <th>大内町</th> <th>東由利町</th> <th>西目町</th> <th>鳥海町</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙区数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>選挙人の数(人)</td> <td>3,642</td> <td>1,603</td> <td>1,048</td> <td>1,782</td> <td>2,661</td> <td>1,818</td> <td>885</td> <td>2,646</td> <td>16,085</td> </tr> <tr> <td>農地面積 (ha)</td> <td>2,329</td> <td>1,029</td> <td>657</td> <td>1,903</td> <td>1,976</td> <td>1,319</td> <td>724</td> <td>1,786</td> <td>11,723</td> </tr> <tr> <td>基準農業者数(人)</td> <td>1,339</td> <td>593</td> <td>485</td> <td>723</td> <td>1,160</td> <td>728</td> <td>454</td> <td>1,069</td> <td>6,551</td> </tr> </tbody> </table>										項 目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町	合 計	選挙区数	1	1	1	1	1	1	1	1	8	選挙人の数(人)	3,642	1,603	1,048	1,782	2,661	1,818	885	2,646	16,085	農地面積 (ha)	2,329	1,029	657	1,903	1,976	1,319	724	1,786	11,723	基準農業者数(人)	1,339	593	485	723	1,160	728	454	1,069	6,551
	項 目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町	合 計																																																		
	選挙区数	1	1	1	1	1	1	1	1	8																																																		
	選挙人の数(人)	3,642	1,603	1,048	1,782	2,661	1,818	885	2,646	16,085																																																		
	農地面積 (ha)	2,329	1,029	657	1,903	1,976	1,319	724	1,786	11,723																																																		
	基準農業者数(人)	1,339	593	485	723	1,160	728	454	1,069	6,551																																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙人の数：平成 15 年 3 月 31 日確定分</li> <li>・ 農地面積、基準農業者数：2000 年「世界農林業センサス」</li> </ul>																																																											
	<p>合併後は新市の基準農業者が 600 人の倍数以上（新市：6,551 人）、また区域内の農地面積が 500ha の倍数以上（新市:11,723ha）であるため、複数の選挙区を設けることが可能。</p>																																																											
	<p>さらに、各市町の従前の選挙区の区域は農業委員会等に関する法律施行令第 5 条の要件(区域内の農地面積 500ha 以上、または基準農業者数 600 人以上)を満たしているため、従前の選挙区を単位とした選挙区を設けることも可能。</p>																																																											
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 794 683 1093">農業委員会等に関する法律</td> <td data-bbox="683 794 922 1093">第 10 条の 2</td> <td data-bbox="922 794 2078 1093">           農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。            2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときには、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。            3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。            4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1093 683 1204">農業委員会等に関する法律施行令</td> <td data-bbox="683 1093 922 1204">第 5 条</td> <td data-bbox="922 1093 2078 1204">           法第 10 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500ha 以上となるか、または基準農業者数が 600 人以上となるようにしなければならない。         </td> </tr> </tbody> </table>										農業委員会等に関する法律	第 10 条の 2	農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときには、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。 4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。	農業委員会等に関する法律施行令	第 5 条	法第 10 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500ha 以上となるか、または基準農業者数が 600 人以上となるようにしなければならない。																																												
農業委員会等に関する法律	第 10 条の 2	農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときには、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。 4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。																																																										
農業委員会等に関する法律施行令	第 5 条	法第 10 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500ha 以上となるか、または基準農業者数が 600 人以上となるようにしなければならない。																																																										